平成２３年（フ）第４１号
長野市稲里町下氷鉋1294番地１　シテーハイムマチダ201、前住所長野市大字安茂里7807番地　アプリコットハウスⅡ103
債務者　小島　伸之
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田由香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
長野県安曇野市穂高有明2186番地225
債務者　加藤　　稔
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１５０８号
大阪府河内長野市千代田台町１番２―103号、前住所大阪府河内長野市高向514番地の６
債務者　ニッケン工業こと　浦　　武士
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
大阪府大阪狭山市狭山１丁目733番地の７、前住所大阪府大阪狭山市半田３丁目1747番地の４
債務者　岡田　章正
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井﨑　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
長野県松本市大字神林4072番地２
債務者　高田　　和
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙野尾三穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４８号
岐阜市加納朝日町１丁目13番地１、住民票上の住所岐阜市玉姓町１丁目７番地１
債務者　浦川　　彰
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８３号
岐阜市萱場町３丁目25番地
債務者　宮田　恵子（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６５号
長野市大字稲葉200番地29
債務者　萩原　　武
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３号
秋田県大仙市大曲西根字仁応寺504、住民票上の住所秋田県雄勝郡羽後町字屋敷添４番地８
債務者　石垣　　武
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第３５７４号
東京都練馬区豊玉中２丁目10―14―105、住民票上の住所東京都中野区沼袋２丁目28―46
債務者　藤野　祐佳
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６１８号
東京都大田区大森北３丁目22―20―101
債務者　内谷美智昭
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６６３号
埼玉県所沢市美原町５丁目2308―14　アーガスヒルズ17―103
債務者　碓井　隆雄
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７３３号
東京都杉並区井草１丁目38―16―101
債務者　木村　信一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７４６号
東京都西東京市南町３丁目４―10　薫風会山田病院１―３病棟、住民票上の住所東京都西東京市田無町６丁目15―６―105
債務者　樺澤　春美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７５４号
東京都北区赤羽北２丁目31―18―504
債務者　小林　　賢
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部